

平成 28 年度第 1 回都市計画審議会議事録

日時：平成 28 年 7 月 11 日（月）午前 10 時 00 分～10 時 50 分

場所：門真市役所本館 2 階 大会議室

出席者：

（門真市都市計画審議会委員）14 名中 11 名出席

吉川会長、田中会長代理、中野委員、今田委員、豊北委員、中道委員、春田委員、熊本委員、澁谷委員、上田委員、大田委員

（事務局）9 名

まちづくり部 中道部長、良次長

まちづくり推進課 阪本課長、千田参事、高橋課長補佐、本村主任、石水主査、米元係員、砂川係員

議題案件：

議案第 1 号 東部大阪都市計画道路の変更について（諮問）

事務局	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 門真市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定に基づく本審議会の成立の報告</li><li>・ 委員紹介</li><li>・ 事務局紹介</li></ul>
事務局	<p>議案第 1 号「東部大阪都市計画道路の変更」についての議案書の説明をさせていただきます。</p> <p>1 ページ目は、門真市長から都市計画審議会会長に対しての諮問書でございます。</p> <p>次に 2 ページ目は、大阪府知事から門真市長に対しての意見照会の公文書の写しでございます。</p> <p>本案件は、大阪府が定める都市計画であり、市長に対して意見を求めているものですが、市長が大阪府に回答する前に、この門真市都市計画審議会で、門真市としてどのような意見を返すかを諮問するというものでございます。</p> <p>次に 3 ページ目は、東部大阪都市計画道路の変更の計画書でございます。今回の内容は、大阪枚方京都線の自動車専用道路と幹線街路の変更と大阪門真線を追加するもので、詳細につきましては、後ほどパワーポイントでご説明いたします。</p> <p>4 ページ目は、理由書でございます。読み上げさせていただきます。</p> <p>大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通</p>

過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり 1・4・223-2 号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による 1・4・223-2 号大阪門真線事業が周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

また併せて、門真 J C T（ジャンクション）周辺の土地利用状況及び交通処理機能について再検討した結果、1・2・223-1 号大阪枚方京都線及び 3・1・223-2 号大阪枚方京都線を本案のとおり変更しようとするものである。以上が、議案書の説明でございます。

引き続き、パワーポイントを使って説明いたします。

はじめに、理由でも述べました、大阪都市再生環状道路の一部を担う（仮称）淀川左岸線延伸部について説明させていただき、次に今回の変更内容の東部大阪都市計画道路の変更について、最後にスケジュールについてご説明いたします。

今回の変更概要ですが（仮称）淀川左岸線延伸部の門真市域部分が、大阪門真線で、その位置関係等が明確になったことから、既存の大阪枚方京都線の自動車専用道路と幹線街路の線形を変更するという内容になっております。

まず（仮称）淀川左岸線延伸部は、政府の「都市再生プロジェクト」に位置付けられた道路で大阪都市再生環状道路の一部をになう道路となっております。

この大阪都市再生環状道路とは、第二京阪道路と連絡して名神高速道路等と阪神港などを結ぶ主要な幹線道路であり、大阪都心部の慢性的な渋滞の緩和や高まる物流ニーズへの対応とともに、新たな拠点エリアを誘引する都市生活に繋がる道路でございます。

（仮称）淀川左岸線延伸部の概要ですが、新御堂筋と接続する（仮称）豊崎 I C（インターチェンジ）から、第二京阪道路・近畿自動車道と接続する門真 J C T までの延長約 8.7 k m のトンネル構造を主体に計画された自動車専用道路で、車線数は 4 車線、将来の計画交通量は 1 日当り 30,000 台～46,200 台と推計されております。

また、災害時の避難・救援活動を支える広域的な輸送ルートや、並行する阪神高速東大阪線のう回路としての機能も期待されます。

（仮称）淀川左岸線延伸部は、（仮称）豊崎 I C から、地下空間を活用し、大川を過ぎた辺りで地下約 70m の深い位置のまま既成市街地を通過する、大深度地下空間の使用を予定され、花博通りの途中でトンネルから高架構造となり、門真 J C T に接続します。

この大深度地下空間とは、大都市において高層建築物の基礎などの建設においても使用されない地下空間（深さ 40m 以上）を道路・鉄道など公共的な施設の設置のために活用する地下空間のことを指し、大深度地下空間の使用をする区間では、地権者の土地に影響がないため、用地買収が生じない計画となっています。

ここからは今回の変更内容について説明します。

まず変更の概要ですが、門真市蕨島付近に一般道（花博通り）からの接続として（仮称）門真西 I C を設置し、また（仮称）淀川左岸線延伸部（自動車専用道）から近畿自動車道の吹田方面、松原方面及び第二京阪道路へ接続するため、「門真 J C T」を設置する計画です。

今回の議案第 1 号につきましては、大阪門真線の追加、大阪枚方京都線の幹線街路及び自動車専用道路の区域の変更をするものであります。

まず、大阪門真線の追加ですが、先程から（仮称）淀川左岸線延伸部と説明している路線の門真市域部分が大阪門真線で延長 580m・幅員 18m・車線数 4 車線の自動車専用道路で、全区間が高架構造となっており、第二京阪道路、近畿自動車道と接続するランプもあわせて設置いたします。

次に大阪枚方京都線の幹線街路の区域の変更の説明をします。

幹線街路（一般道）につきましては、（仮称）淀川左岸線延伸部の線形が具体化したことに伴い、位置関係が明確となったことから、大阪中央環状線西側の側道の区域を黄色のラインから赤色のラインへ変更を行うものです。

次に大阪枚方京都線の自動車専用道路の区域の変更を説明します。

自動車専用道路の変更につきましても、（仮称）淀川左岸線延伸部の線形が具体化したことに伴い、位置関係が明確となったことから、起点の位置を変更するとともに、本線部とランプ部のラインを明確にするため変更を行うものです。

最後に今後のスケジュールでございます。

平成 27 年 2 月 10 日に大阪府が、門真市民プラザで（仮称）淀川左岸線延伸部に係る都市計画素案の説明会を開催しましたが、公述申出がなかったため、予定されていた公聴会は、開催されておられません。

その後、都市計画案及び環境影響評価準備書について、大阪府が平成 27 年 10 月 2 日から 11 月 2 日まで縦覧を行い、門真市から 1 人の方が意見書を提出されました。

意見の内容は、車からの排ガス・騒音が周辺にもたらす影響とその対策についてであり、その意見に対しての大阪府の見解は、自動車走行に係る大気質及び騒音について、騒音対策で設置する遮音壁等の環境保全措置の効果は確実に見込まれ、大気質などは環境基準をクリアしており、当該計画につい

	<p>て問題はないものとされております。</p> <p>また本日の議案第1号は、10月下旬に開催予定されております大阪府都市計画審議会に付議される予定であります。</p> <p>以上で、東部大阪都市計画道路の変更について説明を終了させていただきます。</p>
会長	<p>説明は終わりました。これより、審議に入ります。ご質問・ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>まず、はじめに審議会が始まるまでに事前にパワーポイントの資料を頂きましたかということをお伝えしておきます。</p> <p>今回の変更によって、三ツ島辺りに580mの大阪門真線が追加されますが、最も気になることは環境問題で、第二京阪道路に関しても交通量も増えています。(仮称)淀川左岸線延伸部を整備することで便利になるかもしれませんが、交通量は増えますか。</p>
事務局	<p>現状の交通量は把握しておりませんので後日回答させていただきますが、将来の計画交通量は1日当り30,000台～46,200台と推計されており、大阪都市再生環状道路の交通量としては増加すると考えられます。</p>
委員	<p>調べて報告をお願いします。交通量が増加するのは間違いないということですね。また、今回、環境影響評価準備書についての公述意見書が提出され、その中でPM2.5が評価項目に選定されていないという意見があります。PM2.5はぜんそくや気管支炎の呼吸器系への影響、肺がんのリスクもあると言われており、第二京阪道路開通前後から、PM2.5の将来予測については色々な要望があったと思いますが、なぜPM2.5について評価項目に入っていないのか教えてください。</p>
事務局	<p>PM2.5につきましては、発生源が多岐に渡っておりまして、大気挙動も複雑であることから、それぞれの発生源からの排出量を測る手法は現在ありませんので環境影響評価の評価項目の中には含まれておりません。</p> <p>今後、将来予測の手法が確立されれば検討されていくものだと考えております。</p>
委員	<p>このPM2.5については、(仮称)淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書に関する大阪市長意見として提出されており、その内容は「PM2.5については、</p>

	<p>準備書作成段階における予測技術の状況を踏まえ、改めて予測評価の実施を検討すること」「昨今の PM2.5 を取り巻く状況に鑑み、PM2.5 の大気汚染の状況を把握するとともに、換気塔からの大気汚染物質の排出量を最小限に留めるよう最新の排ガス処理技術の導入について十分検討すること」となっています。</p> <p>現在は、排出源が特定できないことから将来予測は難しいということですが、本当にこのまま進めていいのか危惧されます。この点に関し大丈夫なのかという住民からの問いに対しての回答も、先程と同様になるのでしょうか。</p>
事務局	はい。
委員	PM2.5 の低減につながる十分な性能を持つ脱硝装置をトンネルの中で二ヶ所設置するということですが、それで十分なのかと疑問に思いますが、どのように二ヶ所と決まったのでしょうか。
事務局	二ヶ所設置するという箇所については、大阪市域の（仮称）豊崎 I C 付近と内環 I C 付近の出入口となっております。あくまでトンネル内の大気物質への対応という事で、換気塔を設けまして、除塵するという事で聞いております。
委員	交通量も増え、地下のトンネルを通過して、門真 J C T では急こう配な斜面を登っていくため、エンジンを吹かすことになるので排気ガスが多く出ると考えられます。第二京阪道路や近畿自動車道の方面へのアクセスが便利になりますが、交通量も多くなり、この地域の方の健康に影響が出てきてからでは遅いので、もう少し住民が安心できるような進め方を考えていただきたいと思います。
会長	他にご意見のある方お願いします。
委員	<p>環境基準をクリアしているので問題はないと思っておりますが、第二京阪道路でも当初問題になり、環境への影響が心配されていましたが、現時点で第二京阪道路は基準をクリアしていない箇所はあるのでしょうか。</p> <p>また、供用開始はいつ頃になるのか、新たに門真市が負担しなければならない費用はありますか。</p>

事務局	<p>まず、第二京阪道路についてですけれども、現在遮音壁等で対策しておりますので環境基準は満たしています。</p> <p>また供用開始についてですが、現段階では未定ですが事業化されれば、概ね10年で工事が完了すると聞いており、費用負担ですが事業予定者が国土交通省近畿地方整備局ですので、現時点では門真市の費用負担はありません。</p>
委員	<p>先ほどの騒音に関しては遮音壁と答えていただきましたけれど、大気汚染について問題になっている箇所は現在あるのでしょうか。</p>
事務局	<p>大気汚染についても現時点において環境基準はクリアされております。</p>
会長	<p>それではお諮りしたいと思います。議案第1号「東部大阪都市計画道路の変更について」は、異議なしでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、原案のとおりで異議なしとします。ただし、これは市長から審議会に諮問された意見照会ということで、委員から出された意見についてはどういう扱いにしましょうか。</p>
委員	<p>交通量が増え、PM2.5も測定されない、トンネルから急こう配で上がってくる際の環境悪化も危惧される、これらの点に関して多数の住民の方からの指摘もあるので、門真市の意見としてしっかりと述べていただきたいです。PM2.5を測定されないということが、一番大きな問題であると思っています。</p>
事務局	<p>PM2.5については、評価手法が確立されていないため、環境影響評価の項目に含むことができないのです。トンネルからの急こう配についても、環境への影響について評価されています。</p>
会長	<p>線形がおかしい、変えてくれというような意見はないですね。都市計画変更に関しては異議なしでよろしいでしょうか。地元への環境影響として気になることがあるということ、環境影響評価に関しても努力をしてほしいというような形で意見があるということですね。一般的に意見はどのようにして返すのでしょうか。</p>

委員	審議会で意見があったと返すのか、こういう意見もあり、審議会でまとめた、という形で返すのか、どちらになるのでしょうか。
事務局	都市計画法 18 条に規定されていまして、都道府県が決定する都市計画につきましては、市町村で意見を返します。門真市では独自のルールで 18 条の意見照会に関しては都市計画審議会に意見を聴いて、市長が対応するものとしております。今回、都市計画案に関してはご理解いただけたとして異議なしとさせていただきます、その中で付帯意見として都市計画審議会委員からこのような意見があったと大阪府に意見を報告させていただきたいと思っております。
委員	門真 J C T ができるということには反対です。
会長	異議なしでよろしいですか。
委員	反対です。この件に関しては、交通量も増え、PM2.5 の測定もされない、トンネルから急こう配で上がり、住民としては、近くに学校もあり、子供たちへの影響も気になり、この件に関しては承諾できません。
会長	先ほど本案件についてお諮りし、異議なしとなっておりましたがご異議があるということで、審議会条例第 6 条第 3 項により、採決いたします。議案第 1 号「東部大阪都市計画道路の変更について」原案のとおりで異議なしとすることに賛成する委員は、挙手をお願いします。
委員	《挙手多数》
会長	賛成多数として審議会としては異議なしとします。ただし、このように採決をしたという経緯はしっかりと明記していただきたいと思っております。 環境に関して付帯意見があったことに関して、全体として意見があったということでもいいのかもかもしれませんが、どういたしましょうか。
委員	都市計画審議会としての意見ではなく、委員の中で意見があったということではないのでしょうか。
委員	さまざまな意見の中に、そういう意見もあったということで良いのではないのでしょうか。

委員	<p>交通量も増えているが、車の性能も上がってきているし、PM2.5を測定する術がないということ、環境に関して何かあれば迅速に対応するということが、今後そういうことができるようになればいいのではないのでしょうか。環境に対してという大きな枠で、対応してもらおうということではないのでしょうか。</p>
会長	<p>環境について、地元住民が危惧しているというような意見があったということではないでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>以上で審議はすべて終わりました。議事の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>会長、ありがとうございました。  おかげさまで、本日の議案につきましてご審議を賜りましたことをお礼申し上げます。これで平成28年度第1回都市計画審議会を終了いたします。</p>